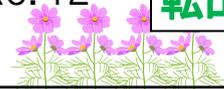




市外へ引越しされる皆様へ



- 個人番号カードをお持ちの方は、区役所に来庁することなく転出届を提出できます。(裏面☆2 参照)
- 区役所で転出届を提出される方は、区役所1階 13 番窓口で行ってください。
- 転入届は、新しい住所地に引越しされてから14日以内に行ってください。
※正当な理由がなく14日以内にお届けをされない場合は、過料が科される場合があります。
- 転入届に必要なものは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。

手続が必要な方	城東区での手続	新しい住所地での手続
印鑑登録をされている方	城東区の印鑑登録は廃止になります。なお、予定転出の場合、予定日の前日までは証明書の発行が可能(印鑑登録証が必要)です。	新しく印鑑登録申請を行ってください。
個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	・海外に転出される場合は、個人番号カードをご持参ください。継続利用の手続きを行うことで、海外でも個人番号カードを利用することができます。 1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963	転入手続きをする際に、暗証番号を把握のうえ、個人番号カード又は住民基本台帳カードをご持参し、継続利用の申請を行ってください。詳細については転入先市町村にお問い合わせください。
国民健康保険に加入されている方	・窓口での手続きは不要です。後日、保険料変更決定通知書を送付します。新住所地への転入日以降は城東区での保険証または資格確認書はお使いいただけません。(転入日以降に大阪市の保険証を使用されると使用された診療費を大阪市に返還していただく場合があります。) ・住所地特例施設に入所される方は、手続きが必要となる事があります。保険年金担当へご連絡ください。 詳しくは、窓口サービス課 (保険年金:保険)へお問い合わせください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	国民健康保険に加入される方は、新しい住所地の役所で新たに手続きが必要です。詳しくは、転入手続の時にお聞きください。
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	・負担区分証明書をお渡しますので、転入届と同時に新しい住所地の役所へ提出してください(日曜開庁、金曜日の延長窓口に来庁された場合、お渡しできない場合がございます。その際は、後日郵送での送付となります)。 ※大阪府下へ転出される方は、証明書は不要です。 ・住所地特例施設に入所される方は、手続きが必要となる事があります。保険年金担当へご連絡ください。 詳しくは、窓口サービス課 (保険年金:保険)へお問い合わせください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	資格確認書の手続きを行ってください。(負担区分証明書を提出してください。)詳しくは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。住所地特例施設に入所される場合は新しい住所地でその旨をお伝えください。
国民年金に加入されている方	海外出国される方で、国民年金脱退・任意加入を希望される方は保険年金担当で手続きを行ってください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	市外転出(国内)される方は、年金の住所変更手続きが必要な場合があります。詳しくは新しい住所地の役所へお問い合わせください。
各種医療証をお持ちの方	各医療証をお持ちの方は、返還してください。 重度障がい者医療証 1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857 こども医療証、ひとり親家庭医療証 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065	各種医療証をお持ちの方は、新しい住所地の役所で手続きを行ってください。詳しくは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。 こども医療証はこどもの住所地で、ひとり親医療証は親の住所地での申請です。
	肝炎治療受給者証をお持ちの方は返還してください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	
公害医療手帳をお持ちの方	保健福祉課 (保健)にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	新しい住所地によっては、認定都道府県を変更する場合があります。
緊急通報システムをお持ちの方	緊急通報システムを返還してください。 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859	市町村により同様の制度がある場合がありますので、新しい住所地の役所へお問い合わせください。

裏面もご覧ください

手続が必要な方	城東区での手続	新しい住所地での手続
児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	住民異動届と同時に児童手当・児童扶養手当の手続きが必要です。 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065	・児童手当 転出予定日の同月中、または15日以内の申請であれば、転出日の翌月から受給できます。 ※令和6月10日より18歳に達した日以後における最初の3月31日まで対象で、所得制限はありません。 ※18歳までの支給対象児童があり、22歳に達した日以後における最初の3月31日までのこどもを含めて3人以上お子さまを養育している場合、申請により第1.2子にカウントできる場合があります。(3人目以降は月額3万円) ・児童扶養手当 引き続き児童扶養手当を申請される方は速やかに、新しい住所地の役所で手続きが必要です。 詳しくは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
敬老優待乗車証・交通割引証等をお持ちの方	交通割引証・タクシー券等を返還してください。 1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857 敬老優待乗車証 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859	市町村により同様の制度がある場合がありますので、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
未就学児がおられる方	乳幼児健診(3歳児健診まで)が済んでおられない方は、保健福祉(保健)にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	乳幼児健診(3歳児健診まで)や予防接種が済んでおられない方は、新しい住所地の役所へお問い合わせ下さい。 (大阪市の予防接種手帳は、他市町村では使用できません。)
現在、妊娠中の方	保健福祉課(保健)にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	妊娠週数に応じた妊婦一般健康診査受診票を新しい住所地の役所でお受け取りください。(大阪市の妊婦一般健康診査受診票は市外へ転出された後は使用できません)
小・中学校に通うお子様がおられる方	通学しておられた学校で転退学の届出をし、在学証明書などを受領してください。 区役所での手続きはありません。 1階 14番 窓口サービス課(就学) 電話 6930-9087	新しい住所地の役所で、転入届と同時に、在学証明書などを提示し就学通知書を受け取ってください。就学通知書は学校へお渡しください。 引き続き城東区内の学校へ通学を希望される方は必ずお申し出ください。
介護保険証をお持ちの方	介護保険証を返還してください。なお、要介護認定を受けておられる方は、受給資格証明書をお渡しますので、手続きを行ってください。 1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859	新しい住所地の役所で、要介護認定を受けておられる方は、受給資格証明書を提出し、認定継続の手続きを行ってください。 詳しくは、転入届の時にお尋ねください。

☆1「転入届・転出届の特例について」(住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方に限る)

特例転出届(転出証明書を要しない届出)をされた方については、新住所地の市町村で特例転入届をしていただくことになります。ただし次の場合、原則、転出証明書の取得が必要となります。

○転出予定日から30日を経過した日または転入した日から14日を経過した日のいずれか早い日以降に転入届が行われた場合。なお、特例転入届には住民基本台帳カード又は個人番号カードが必要です。

※特例転入届の詳細については転入先市町村にお問い合わせください。

☆2マイナンバーカードを利用したオンラインによる転出届(城東区への来庁不要)

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000590730.html>)

☆3スマート申請(必要な手続きの検索・判定、申請に必要な持ち物の確認、申請書の記入省略など)

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000605175.html>)

☆4大阪市行政オンラインシステムでの受付予約を行っています

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000607559.html>)